
 <h1>夢のかけ橋</h1> <p>高知県教育だより ～ 第28号 ～</p>	<p>平成25年</p>  <p>2013.5</p>
--	--

体罰の根絶に向けて

昨年末、大阪市の高等学校の生徒が、部活動中に受けた「体罰」を背景として自殺するという悲しい事件がありました。

このことを受け、県教育委員会では、児童生徒、保護者、教員の皆さんにご協力をいただき、体罰に係る実態把握調査を行いました。その結果については、4月25日に公表したとおり、体罰を受けたことがある（行ったことがある）と回答した数が603件、そのうち体罰と認定したものが32件、これに伴い懲戒処分や措置を受けた者が49名となっており、私としても、大変厳しく、また重く受け止めています。

体罰根絶に向けた取組については、これまでも研修やリーフレットを用いた啓発など、様々な機会を通じて行ってきたところですが、教職員の皆さんには、改めてこの問題の重要性を認識していただき、一人一人が児童生徒に対する指導の在り方について原点に立ち返った見直しを行うとともに、「体罰は法律で禁止されているから」ではなく「自ら体罰を放棄する」という主体的な考え方の下に、個々の力量を高めることはもちろん、学校組織全体でより高いレベルでの教育の実現を目指す必要があると考えています。

そのため、県教育委員会では、体罰の根絶に向け、教育委員会事務局内にワーキングチームを設置し、外部有識者等の意見もお聞きしながら、コンプライアンスの徹底や、体罰によらない適切な指導方法の体得のための研修の充実・強化、体罰に係る実態把握の仕組みづくりなど、積極的な認知と組織的な対応を進めるための具体策を早急に取りまとめ、実行に移していきます。

体罰によって正常な倫理観を養うことはできません。むしろ、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。

教職員の皆さん、児童生徒に対し、いかなる場合も体罰を行うことのないよう、「体罰は法律で禁止されているから」ではなく「自ら体罰を放棄する」、そして「より高いレベルでの教育の実現を目指す」ことで、より良い学校の風土づくりを進めていこうではありませんか。

高知県教育長 中澤 卓史

本県の少年非行防止対策について ～各学校における生徒指導の充実～

本県の少年非行の現状は、平成24年の状況をみると、前年と比較して減少傾向にあるものの、依然として憂慮すべき状況にあります。

刑法犯少年の概要（平成24年）

- 非行率（少年人口1,000人当たりにおける刑法犯少年の割合）⇒全国ワースト2位（H23 全国ワースト1位）
- 再非行率（刑法犯少年に占める再非行者の割合）⇒全国ワースト8位（H23 全国ワースト5位）
- 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合（成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める刑法犯少年の割合）⇒全国ワースト2位（H23 全国ワースト1位）

県では、こうした状況を改善するために、今年度から知事部局、教育委員会、警察本部が連携して、緊急事案発生時の対応や家庭への啓発事業、学校現場での予防と対応の強化、警察の補導活動などの非行防止対策を総合的に進めていくこととしています。

■学校教育における取組

少年非行の問題や、いじめ、暴力行為など生徒指導上の諸問題が起こる背景には様々な要因が複雑に絡んでいると思われませんが、各学校では「支援を要する子どもへの継続的なサポート」や「発生した問題行動等への早期対応」など、対応の強化を図るとともに、問題行動等の未然防止につながる指導の充実を図る必要があります。

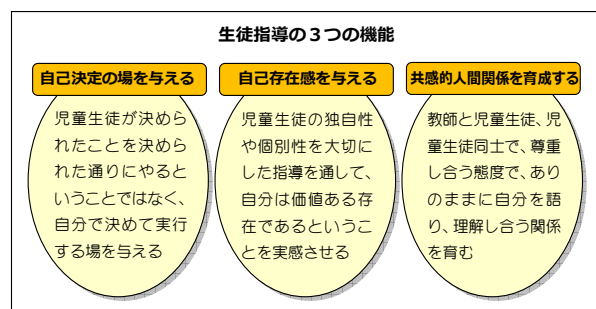
特に、課題の抜本的な解決のためには、一人一人の子どもが持つ力を引き出すとともに、自己肯定感・自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した指導を充実させることが重要です。

各学校において、全教職員がバクトルを合わせ、教育活動全体を通じてこうした指導を充実させていくためには、学校経営の中に「生徒指導」の視点を位置付け、PDCAサイクルに基づく実践を行っていく必要があります。

これらを踏まえ、県教育委員会では、各学校における生徒指導の一層の充実に向けて、以下の取組を推進していきます。

●志育成型学校活性化事業～高知 夢いっぱいプロジェクト～（6中学校を指定）

生徒の自己有用感を高め、社会性を育むために、学校経営・学級経営を専門とする統括アドバイザーに助言をいただきながら、学校経営の中に生徒指導の視点を位置づけ、RPDCAサイクルに基づく組織的な取組を展開し、生徒指導の3つの機能を十分に生かして日々の授業や学級活動、学校行事、生徒会活動などの充実を図ります。



●「学校改善プランに基づく生徒指導推進校支援事業」（12中学校を指定）

生徒指導推進員（教員）を配置し、生徒指導主事と連携して学校改善プランに基づく開発的な生徒指導※を組織的に展開します。また、関係機関との連携を推進し、不登校等生徒指導上の諸問題を改善します。

※開発的な生徒指導：子どもが持っている力を引き出すとともに、自己肯定感・自己有用感を高め社会性を育むことを意識した指導

●全小学校への生徒指導担当教員の配置

新たに全ての小学校に生徒指導担当教員を配置し、早い段階から生徒指導を充実させていきます。

県立高等学校再編振興に関する報告について

現在、県教育委員会は、県立高等学校の適切な配置や定員に関して、平成16年度から10年間の「県立高等学校再編計画」を実施しています。しかし、全国に先行する人口減少やグローバル化、産業構造の変化など高等学校を取り巻く社会環境が変化する中で、引き続き高等学校教育の質を保証し、より良い教育環境を提供する必要があることから、平成26年度以降の新たな「県立高等学校再編振興計画」の策定が必要となっています。

このため県内外の有識者、学校関係者による県立高等学校再編振興検討委員会及び作業部会を設置し、新たな「県立高等学校再編振興計画」を策定するに当たっての県立高等学校の在り方や振興策等についての協議を行い、本年2月22日にその協議結果について報告をいただきました。

県教育委員会では、本年度、この報告を踏まえて「県立高等学校再編振興計画」を策定する予定です。

■ 報告書の概要

1 再編振興の基本的な考え方

次代を担う人材を育てる
教育環境の整備

生徒・保護者の期待に応える
高等学校教育の質の保障

地域社会や産業とつながる
高等学校教育の実践

2 再編振興の方向性、取組

魅力ある学校づくりの推進

地域社会とつながる教育

- 【普通科】 ……大学進学等に対応できる体制整備。県内全域で自宅から通学しやすい距離に配置。
- 【中高一貫】 ……連携型中高一貫校は活性化や魅力化、生徒数の確保にも繋がることから新たな配置も検討。
・併設型中高一貫校は進学に重点を置いた学校運営のため、中学校入学者選考の在り方を研究。
- 【専門学科】 ……将来のスペシャリストとして必要な基礎・基本と豊かな人間性を身に付けさせ、学校間、地域や大学、産業界等と連携した教育を充実。生徒数減少の場合は、特色ある学科を核とした計画的な改編を実施。
- 【総合学科】 ……生徒や保護者の多様なニーズに対応できる特徴を生かし、現在の配置を維持。生徒数減少の場合は、普通科等への改編も検討。
- 【定時・通信】 ……セーフティネット的な役割もあり、きめ細やかな学習指導や進路指導を充実。生徒数減少の場合は、地域の実態、通学手段等を考慮した配置を検討。
- 【不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に対応できる学校】
・生徒を柔軟に受け入れることができる指導体制の整備と特にきめ細やかな指導が可能な学校を、県全体の状況を考慮して配置。

高等学校教育の質を保証する学校規模

地域性を踏まえた学校規模

【 学校規模の基本的な考え方 】

- ・集団活動を通じて人間的な成長が図られ、高等学校教育の質が保証される集団として一定の生徒数が必要である。
- ・人口の多い地域と、過疎化が著しく近隣に高等学校のない地域では、学校規模の在り方を分けて考える。
- ・集団活動の形態が異なる全日制と定時制の学校では、最低規模を分けて考える。
- ・学校の魅力化に取り組んでも最低規模以下で、将来的にも生徒数が増える見込みがない場合は、統廃合もやむを得ない。
- ・学校の統廃合に当たっては、保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学支援などの条件整備が必要である。

【 適正規模 】 1学年4～8学級が適正規模と考えられる。

【 最低規模の基準 】

- ・本校……………1学年2学級以上が望ましいが、地域によっては1学年1学級20人以上とするなどの配慮が必要である。
- ・分校……………1学年1学級20人以上が望ましいが、基準を緩和すべきという意見もあった。
- ・定時制（夜間）…1学年1学級10人以上にこだわらず、学校全体の在校生が20人以上とするなど、基準の緩和が必要である。
- ・定時制（昼間）…1学年1学級20人以上とする基準を設けるという意見と、新たに基準を設けなくても良いという意見があった。

【 分校の募集停止の猶予期間 】

- ・現行の「連続する3年間で入学者数が20人に満たない年度が2度ある」とする考え方については、維持すべきという意見と、緩和すべきという意見があった。

着任のあいさつ

このほど教育次長に就任しました勝賀瀬 淳しやうがせです。

教育委員会では、平成20年7月の「緊急プラン」の策定以降、学力の向上をはじめとする本県教育の課題解決に向けて重点的な取り組みを進めてきております。

これまでの学校現場をはじめとする多くの皆さま方のご尽力や、子どもたちの頑張りにより、学力などの面で、着実に成果が現れてきていますが、一方で、少年非行や生徒指導上の諸問題などは、依然、厳しい状況にあり、一層の取り組みが必要となっています。

また、南海トラフ巨大地震への対策や、体罰根絶に向けた取り組みの徹底など、待ったなしの課題も数多くあります。

こうしたなかで、本県の教育の振興を実現していくため、関係機関や職員の皆さま方とともに、全力で取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。



教員免許更新講習の開設予定について

県内大学（高知大学・高知県立大学・高知工科大学・高知学園短期大学）では、8月を中心に教員免許更新講習が開設されています。開設講座名や日程などの詳細は、各大学の実施要項、ホームページ等により、各自でご確認ください。

なお、平成26年3月31日が最初の修了確認期限となる方は、教員免許更新講習を履修のうえ、平成26年1月31日までに教職員・福利課に修了確認申請を必ず行ってください。受講漏れや手続き漏れとならないように早めの手続きを行っていただくようお願いします。

教職員・福利課 人事企画担当 088-821-4903

行事予定（6月、7月の主なもの）

6月

- 2日 高知県定時制通信制高等学校体育大会
(高知市 県民体育館他 9:30～)
- 4日 小中学校人権教育主任連絡協議会<高岡地区>
(須崎市 須崎市立市民文化会館 13:30～)
- 7日 県立学校人権教育主任連絡協議会
(いの町 県立青少年の家 13:30～)
- 8日 高知県小中学校PTA連合会総会
(高知市 高知会館 13:30～)
- 15～16日 高知県高等学校体育大会<水泳競技>
(高知市 くろしおアリーナ他 10:00～)
- 22日 スポーツエキスパート活用事業外部指導者研修会
(高知市 教育センター分館 15:30～)
- 23日 PTA・教育行政研修会<幡多地区>
(宿毛市 宿毛市立宿毛文教センター 13:20～)
- 26日 定例教育委員会
(高知市 県庁西庁舎教育委員室 13:30～)
- 29日 高知県高等学校PTA連合会総会
(高知市 高知会館 15:00～)

- 29日 交通安全子供自転車高知県大会
(南国市 高知県警察学校体育館 9:00～)

7月

- 1日 高知県人権教育推進協議会
(高知市 高知会館 9:00～)
- 7日 高知県PTA研究大会
(高知市 追手前高校芸術ホール 13:00～)
- 13日 PTA・教育行政研修会<吾川地区>
(仁淀川町 仁淀川町立中央公民館 13:20～)
- 20～23日 高知県中学校総合体育大会
(高知市 春野総合運動公園他)
- 23日 定例教育委員会
(高知市 県庁西庁舎教育委員室 13:30～)
- 27日 PTA・教育行政研修会<吾川地区>
(須崎市 須崎市立市民文化会館 13:20～)
- 30日 学校安全教室推進講習会
(高知市 高知県立ふくし交流プラザ 10:00～)

<注>現時点での予定です。日程の都合により変更される場合があります。

編集後記

「夢のかけ橋」第28号をお届けします。

本県の少年非行問題対策については、今後も定期的に取り組む状況等をお伝えしていく予定です。

本広報紙への感想やご要望がございましたら、発行者までお寄せください。

教育委員会ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/>

<発行者>

高知県教育委員会事務局

教育政策課



(TEL)088-821-4731

(FAX)088-821-4558

(E-mail)310101@ken.pref.kochi.lg.jp